なお、傷病等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならず、また、アからウまでに該当する場合にあっても、工事の継続性、品質確保等に支障を生じさせない観点から、資格及び同種又は類似工事の経験について、当初の配置予定技術者と同等以上の者を発注者の承認を得た上で配置するほか、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とすること、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置する等の措置が講じられるようにすること。

ア　受注者の責によらない理由により、工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し工期を延長した場合

イ　工場から現地へ工事の現場が移行する場合

ウ　一つの契約工期が多年に及ぶ場合

⑹　手続における交渉の意図の有無　無

⑺　契約書の作成の要否　要

⑻　本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

⑼　関連情報を入手するための照会窓口　上記６⑴に同じ。

⑽　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２Ａ⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記６⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

当該資格の認定に係る申請方法は法務省ホームページ（https://www.moj.go.jp/chotatsu_kensetsu_shikakushinsa.html）に掲示している。

⑾　技術提案資料等の内容のヒアリング　原則として行わない。

なお、ヒアリングの必要が生じた場合は別途通知する。

⑿　施工体制確認のヒアリング　入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）に関し、ヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

8　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : HOSOKAWA Takao, Director of the Facilities Division, Minister's Secretariat, Ministry of Justice

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Machinery installation work of the building for government official housing ⑴ etc.

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 15 : 00　29 July, 2026

⑸　Time-limit for the submission of tenders : 10 : 00　30 September, 2026 (tenders submitted by mail should be reached before 10 : 00　30 September, 2026, only registered mail is acceptable)

⑹　Contact point for tendering documentation : Accounting Section, Facilities Division, Minister's Secretariat, Ministry of Justice, 1―1―1 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo, 100―8977, Japan, Tel 03―3592―7027

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本工事は、電子契約システム対象案件である。

令和８年７月10日

支出負担行為担当官

関東農政局長　菅家　秀人

◎調達機関番号　018　◎所在地番号　11

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　手賀沼農地防災事業　手賀排水機場（一期）ポンプ設備製作据付工事

⑶　工事場所　千葉県印西市大森地内

⑷　工事内容　主ポンプ設備　φ2600㎜　２台、吸込・吐出管類・弁類　１式、電動機　２台、減速機　２台、補助機械設備　１式、天井クレーン　１基、受変電盤、動力盤類等　１式、操作計装設備　１式

⑸　工期　令和13年３月25日まで（予定）

⑹　使用する主要な資機材　ポンプ鋼材

⑺　本工事は、提出された競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準Ａ型（品質向上重視型））の適用工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑻　本工事は、品質・安全等の確保がされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。

⑼　本工事は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第85条に基づく調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った価格をもって契約する者に対して、予決令第86条に規定する調査（以下「低入札価格調査」という。）結果の公表及び、監督体制の強化等により品質確保等の対策を実施する工事である。

⑽　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して、施工段階確認等において監督職員が文書により受注者に改善を指示した場合、その回数に応じ以降の１年間関東農政局管内の別の新規工事における総合評価落札方式の評価点等を減ずる試行工事である。

⑾　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。

⑿　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

⒀　本工事は、入札説明書の交付、申請書及び確認資料の提出、受領に係る確認及び入札について、原則として電子入札システム（以下「電子入札方式」という。）により行う対象工事である。ただし、電子入札方式により難い場合は、紙入札方式の承諾に関する承諾願を提出し、承諾を得た者は紙入札方式に代えることができる。

⒁　本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

⒂　本工事は、週休２日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

⒃　本工事は、工期の前に、建設資材や労働者などが確保できるよう余裕期間制度を活用する工事である。詳細は特別仕様書に示すとおりである。

⒄　本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象工事である。

⒅　総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の適用

①　本工事は、「総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）」（以下、「本方式」という。）の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等（共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等を含む）について合意する方式とする。

②　後工事の請負契約を随意契約により前工事の受注者と締結する場合についても、本工事において合意した単価等を使用するものとする。

③　本方式の実施方式は、工事数量表の細別の単価に請負代金比率（落札金額を予定価格で除したもの）を乗じて得た各金額について合意する方式とする。

④　本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領（包括的単価個別合意方式）」（平成30年９月21日付け30農振第1860号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知）及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説（包括的単価個別合意方式）」によるものとする。

⒆　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

⒇　本工事の施工に当たり、１日未満で完了する作業量の作業が見込まれ、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合において、１日未満で完了する作業の積算の適用について監督職員と協議し、設計変更することができる。